

千葉港の管制信号の種類及び意味

千葉港の千葉航路及び市原航路は、港則法に基づき航行管制を行っています。これら2つの航路を入出航する場合には、東京湾海上交通センターと連絡を取り、信号に従って航行してください。

管制航路と管制信号所位置



閃光式信号
(千葉航路)

中央港信号所
千葉航路 (閃光式信号)

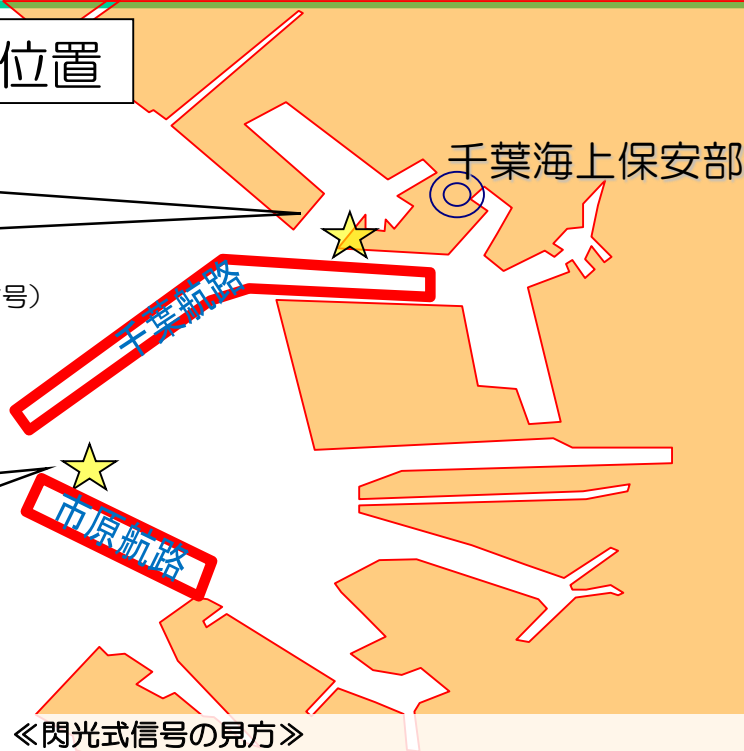


閃光式信号
(市原航路)

電光文字式信号
(千葉航路)

千葉灯標

千葉航路 (電光文字式信号)
市原航路 (閃光式信号)



《閃光式信号の見方》

- ・入航船は、赤の光が見えた⇒入航出来ません！
 - ・出航船は、白の光が見えた⇒出航出来ません！
 - ・赤白の交互の点滅が見えた⇒大型船は入航出来ません！
- ※詳しい信号の意味は下記をご覧ください。

電光文字式

閃光式

管制信号の意味

入航信号

I
の点滅

- ・入航船は入航可
- ・長さ50m以上(総トン数500トン未満を除く)の船舶は出航禁止。ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可
- ・長さ50m未満または総トン数500トン未満の船舶は出航可

出航信号

O
の点滅

- ・出航船は出航可
- ・長さ50m以上(総トン数500トン未満を除く)の船舶は入航禁止。ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可
- ・長さ50m未満または総トン数500トン未満の船舶は入航可

自由信号

F
の点滅

- ・千葉航路は長さ140m以上、市原航路は長さ125m以上両航路共に油送船にあっては総トン数1,000トン以上の船舶は入出航禁止
- ・その他の船舶は入出航可

禁止信号

X
の点灯

- ・港長の指示する船舶以外は航行禁止



東京湾海上交通センターとのVHF無線通信での連絡の際は、「とうきょうマーチス ちば」を冒頭に冠して通報下さい。